

第1章 特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図る施策。

- 2023年度は、先行技術文献調査の総件数14.1万件のうち、7.4万件で英語特許文献検索、1.2万件で中韓語特許文献検索、2千件で独語特許文献検索を実施。
- 登録調査機関の数は、2024年4月1日時点で9機関。うち3機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku_chousa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2023年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- 2023年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.2か月。
- 2023年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.3か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super_souki.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（2023年度は約2.4万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価の場として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2023年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明又は特許付与後の発明が新規性・進歩性・記載要件などの要件を満たさないことについて、情報提供を広く受け付ける制度(特許法施行規則第13条の2、3)。

- 2023年の実績は、1-5-4図を参照。

(3) 審査基準等に関する取組

AIやIoTをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを実施。

- これまで以上に幅広い分野において、創作過程におけるAIの利活用の拡大が見込まれることを踏まえ、2024年3月13日付けでAI関連技術に関する新たな特許審査事例(10事例)を審査ハンドブックに追加。
- 近年、生成AIが急速に進歩していることを踏まえて、AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として調査研究を実施。

(4) 先行技術文献調査のための検索インデックス整備

先行技術文献調査は審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤である検索インデックスを恒常的に整備することが重要。

- FI、Fタームの優れた分類項目を国際特許分類(IPC)化することなどを目的に、各庁の特許分類の担当者が集う国際会合にて議論。
 - 共通の特許分類を用いて日本及び外国の特許文献を一括検索可能とすべく、AIを活用して外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与。
- 2023年度は、約280メイングループのFI分類表を改正し、約20テーマのFタームメンテナンスを実施。

(5) AI関連発明の審査に関する取組

AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために2021年1月に発足された「AI審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携。

- これまでAI技術の活用がみられなかった分野においてもAI関連発明の審査を適切にサポートするため、2023年10月1日付けで、AI担当官を全ての審査室に原則1名ずつ配置。
- 2024年4月1日付けで、AI関連技術の専門的知見に基づくサポート(技術的な研修及び質問対応等)を特許審査官に対して行う外部有識者として、「AIアドバイザー」を新設。

情報提供制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

AI関連技術に関する特許審査事例について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- 2023年は、全2,095件を実施（うち、オンライン面接1,073件、出張面接125件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

(7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- 2023年は、23件実施（対象とされた特許出願は248件）。

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

(8) 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

2023年4月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものであって、申請がされた案件について、特許法第54条第1項を適用し、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始。

- 2023年度は、2,922件の審査を中止。

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 特許審査ハイウェイ (PPH)

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組み。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- 2024年4月時点で、54庁でPPHを実施。我が国特許庁は44庁とPPHを実施。
- PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6～1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ (PPH) について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/sokei/pph/index.html>

(2) 特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、我が国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- 2024年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3) 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- 2024年3月時点ではカンボジア工業科学イノベーション省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- 2020年11月1日に2年間の第3期試行プログラムを開始。試行は2年間延長し2024年10月31日まで実施。2022年11月には、申請手続を簡略化する統一申請書を導入。2024年4月時点で43件の申請を受理。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5) PCT協働調査試行プログラム

一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供する取組。2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間、五庁の各庁は年間50件を各庁の上限として申請を受付。我が国特許庁では、75件の申請を受理。

- 2023年6月に実施された五庁長官会合において、最終報告書を承認。

PCT協働調査試行プログラム



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html

(6) 審査官協議・審査実務指導

我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- 2023年度は、我が国特許庁の延べ23名の審査官が対面・オンラインでの審査官協議に参加。
- 2023年度は、我が国特許庁の延べ13名の国際研修指導教官等が約160名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO/IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(7) PCT国際出願の国際調査の管轄

我が国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド、

韓国及びサウジアラビアの国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として我が国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/cho-sa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4. その他の取組

(1) 特許出願技術動向調査

市場創出・拡大が見込まれる最先端技術テーマについて、日本の強み・課題等を特許情報等に基づいて調査。

- 2023年度は、「パッシブZEH・ZEB」、「ドローン」、「全固体電池」、「ヘルスケアインフォマティクス」、「量子計算機関連技術」を調査。
- 各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/tokyo/index.html>

(2) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

(Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI)

特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、グリーン・トランスフォーメーション (GX) 技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表 (GXTI) と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。

各企業におけるGXに関する取組のグローバルな発信等にGXTIを用いた特許分析が活用されることを想定。

- 2023年5月にGXTIに基づく特許情報分析の結果を公表。

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

(3) 特許出願の非公開制度の施行に向けた取組

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく特許出願の非公開制度において、特許庁は、政令で指定された特定技術分野等に属する発明が記載されている出願を選別して内閣総理大臣 (内閣府) に送付する第一次審査を実施行う (日本国内でした特定技術分野等に属する発明は、日本への第一国出願が義務付けられるため、日本に出願せずに外国出願することは禁止)。

内閣府では特許庁から送付された出願に対して保全審査を行い保全指定の可否を判断し、特許庁では、保全審査中及び保全指定中の出願の出願公開及び査定 (特許査定、拒絶査定) を留保 (出願審査請求がされれば査定の直前までは、特許審査を進めることは可能)。

外国出願禁止の事前確認 (日本へ出願せずに外国出願しようとする者が、外国出願禁止の対象であるか判断に迷う場合に特許庁長官に確認する手続) も実施。

特許出願非公開制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

説明動画 (特許出願非公開制度について)



https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoiqTZ22DWE7GogNW1ctfvUgtDMDkRqr75DF3mot1c0xYO2J82ELdQ%3d%3d

- 2024年5月1日の施行に向けて、2023年度は4月に基本指針 (基

本的な考え方等を明らかにするもの)を公表し、8月に政令(非公開の対象となり得る技術分野等を定めるもの)を公布し、12月に内閣府令及び内閣府・経済産業省令(手続の詳細等を定めるもの)等を公布。

- 内閣府と連携して、説明会の開催や説明動画の作成などの周知活動を積極的に実施。